

議 第 8 7 号

空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

本市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正す
る条例

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例（平成 28 年条例第
111 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項中「所有者等の同意を得て」を削り、同条第 5 項を同
条第 6 項とし、同条第 4 項中「、所有者」を「、所有者等」に改め、
同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中
「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書中「又は特に」を「、特
に」に、「ときは」を「場合は」に改め、同項を同条第 3 項とし、同
条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、当該空家等の所有
者等の同意を得なければならない。ただし、管理不全空家等又は特
定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必
要があると認める場合その他やむを得ないと認められる場合は、こ
の限りでない。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（氏名等の公表）

第 9 条 市長は、法第 22 条第 3 項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
- (2) 命令を受けた者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
- (3) 特定空家等の所在地
- (4) 措置命令の内容

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。
本則に次の 1 条を加える。

（過料）

第 13 条 法第 22 条第 3 項に規定する命令に違反した者に対する罰則については、法第 30 条第 1 項に定めるところによる。

2 法第 9 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則については、法第 30 条第 2 項に定めるところによる。

3 法第 22 条第 13 項の規定により設置した標識を毀損した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例（平成28年2月26日条例第11号）

改正後	改正前
(氏名等の公表) 第9条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 命令を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名） (2) 命令を受けた者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） (3) 特定空家等の所在地 (4) 措置命令の内容 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 (緊急安全措置) 第10条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかでない状態であって、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。 2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確認することができない場合、特に緊急の必要があると認めるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。 2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確認することができない場合、特に緊急の必要があると認めるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等又は特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) 4 (略) 5 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。	(緊急安全措置) 第9条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかでない状態であって、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。 2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確認することができない場合又は特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) 3 (略) 4 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。

改正後	改正前
6 (略) (関係機関との連携) <u>第11条</u> (略) (委任) <u>第12条</u> (略) (過料) <u>第13条</u> 法第22条第3項に規定する命令に違反した者に対する罰則については、法第30条第1項に定めるところによる。 2 法第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則については、法第30条第2項に定めるところによる。 3 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者は、5万円以下の過料に処する。	5 (略) (関係機関との連携) <u>第10条</u> (略) (委任) <u>第11条</u> (略)